たんと繁盛

記 者 配 布 資 料

大阪経済記者クラブ会員各位

平成 30 年 8 月 1 日

台湾貿易センターとの協力協議書締結について

【お問合せ】大阪商工会議所国際部　藤田・孫
TEL０６－６９４４－６４００

大阪商工会議所は、今後の大阪と台湾の一層の貿易・経済協力強化に向け、８月１日に台湾貿易センターの黄志芳(コウ・シホウ) 董事長と、本所尾崎裕会頭が出席し、協力協議書の締結を行った。同センターとは、大阪事務所を通じて長年にわたり広範囲に相互事業協力を行ってきたが、今回、大阪での双方トップによる会談が実現したことを機に、協力協議書締結に至ったもの。

【台湾貿易センター】

台湾貿易センター(TAITRA) は、1970 年に台湾の対外貿易促進を目的に、台湾政府と業界団体の支援により設立された非営利の団体。現在、日本国内に三つの事務所（東京、大阪、福岡）を設けている。
※台湾貿易センター大阪事務所　大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル 520　　TEL ： 06-6614-9700
https://osaka.taiwantrade.com/index.jsp

【協力協議書の主旨】

○台湾と大阪の企業間連携を促進する事業を開催する。
○上記の目的達成に資する関係機関等とのネットワークを強化する。
○台湾と大阪の企業が協力して行う市場開拓を支援する。
○両地域への企業進出を促進するための事業を実施する。
○大阪、台湾両地域への訪問団の受入れに関して、相手側からの希望に添う形で最大限の便宜を図る。

【今後の取組み】

○本会議所は、同センターをはじめ、台北駐大阪経済文化弁事処や台湾工業技術研究院（ITRI）等の協力のもと、台湾に関する情報提供や各種商談会の開催など、広範囲に相互交流を促進してきた。特に同センターとはこれまで 40 年近くにわたり良好な協力関係を築いている。
○本会議所は、今後もシルバー向けのサービスや介護福祉機器といった介護関連産業分野での事業協力や、今年 4 月に設立した都心型オープンイノベーション拠点「Xport」の活動を通じた相互協力に取り組む。
○これで本会議所が提携する海外の経済団体等は 59 ヵ所となる。台湾の経済団体等とは、2016 年 3 月に台湾三三企業交流会・台日商務交流協進会と業務協力覚書を締結して以来となり、5 ヵ所目となる。

＜添付＞　協力協議書(写)

以上

台灣貿易中心・大阪商工會議所
合作協議書

台灣貿易中心與大阪商工會議所透過長年的友好合作關係，確認彼此間在經濟上有互利存在。茲雙方為繼續加強發展台日間之經濟、投資及貿易關係，並支援兩地企業拓展海外市場，增進雙方利益為目標，協議簽定如下：

1. 本協議書之簽署以致力於協助推動臺灣與大阪企業間之合作，促進雙方產業、貿易商務交流，期能進而增進兩地區的經濟發展為目的。
2. 台日雙方為達成前述目的進行合作之事項如下：
   (1)促進台灣與大阪間企業合作、貿易商務交流之相關事項。
   (2)為達成前述目的，加強相關機構間的交流。
   (3)支援兩地間企業合作、開發市場之業務。
   (4)實施促進雙方企業在兩地拓展其事業之業務。
   (5)雙方對於接待對方訪問團來訪，以符合對方要求之型式為原則，互相提供最大之協助。
3. 本協議書在雙方簽署後立即生效，有效期間 2 年。期滿 3 個月前，若雙方未以書面另行通知表示解約，得以相同條件自動延長更新。
4. 本協定書經雙方同意，可進行變更或修改。
   為實行本協定書內容之必要事項及本協定書未定之事項，得經雙方協議後訂定之。

為證明簽定本協定書，本協定書以中日文各製 2 份，雙方各持 1 份。

2018 年 8 月 1 日

董事長 黃志芳	會頭 尾崎裕
台灣貿易中心	大阪商工會議所

大阪商工会議所・台湾貿易センター
協力協議書

大阪商工会議所と台湾貿易センターは、これまでの長年の協力関係を通じ、共に経済面で多大の利益が存在することを確認した。双方は引き続き日本と台湾の経済・投資・貿易関係の更なる発展と深化に向けて、両地域企業の海外展開を支援し、双方の利益に寄与する事を目指し、次の通り協議書を取り交わす。

記

一、 本協議書は、大阪と台湾の企業間の連携の支援に努める事によってビジネス交流を促進し、もって両地域の経済発展に寄与する事を目的とする。

二、 双方は、前条の目的を達成するために次の事項について連携・協力する。
１・両地域の企業間連携を促進する事業を開催する事
２・前条の目的達成に資する関係機関等とのネットワークを強化する事
３・両地域の企業が協力して行う市場開拓を支援する事
４・両地域への企業進出を促進するための事業を実施する事
５・大阪・台湾両地域への訪問団受け入れに関して、相手側からの希望に沿う形で最大限の便宜を図る事

三、 本協議書の有効期間は締結日より２年間とする。但し、期間満了の３か月前までに書面による別段の申し出がない限り、同一条件により自動的に更新される。

四、 本協議書は、両当事者の合意により変更または修正する事ができる。また、本協議書の実施に関し必要な事項及びこの協議書に定めのない事項については、協議の上で定める。

本協議書を取り交わした証として、本書を双方の言語にて各２通作成し、各自が１通ずつ保有する。

2018 年 8 月 1 日

会頭 尾崎裕	董事長 黄志芳
大阪商工会議所	台湾貿易センター